沖縄県議会議長

赤嶺昇殿

派遣議員 照屋 守之

「米海兵隊員による強制性交等致傷事件に関する意見書」及び「同抗議決議」の要請議員報告書

上記のことについて、別紙のとおり報告します。

別紙

「米海兵隊員による強制性交等致傷事件に関する意見書」及び「同抗議決議」の要請議員報告書

1 派 遣 議 員

照屋守之

2 派 遣 目 的

令和4年第2回議会(臨時会)の5月13日の会議において議決された上記の意見書及び同抗議決議の趣旨を関係要路に要請するため。

3 派遣期間

令和4年5月26日(木)(1日)

4 要請日程

別紙のとおり

5 要 請 概 要

意見書及び同抗議決議の趣旨を説明した後、被害者への謝罪及び完全な補償並びに丁寧な精神的ケアの実施、米軍人・軍属等の綱紀粛正の徹底と実効性のある再発防止策の策定と公表、即応性のある実務者協議の場の設置、日米合同委員会合意に基づく起訴前の身柄引渡しの適切な対応及び日米地位協定の抜本的改定等について強く要請した。

6 要請における対応者の主な発言及び質疑応答の概要(要請順)

(1) 沖縄防衛局 局長 小 野 功 雄

本件事件については沖縄県内において、昨年10月に当該事件が発生し、 強制性交等致傷事件として同年12月に起訴に至ったものであり、本日那覇 地方裁判所において判決があるものと承知をしている。このような悪質な 事件は断じて容認できないものであり、昨年12月の本件起訴を受けて、沖 縄防衛局としても直ちに米側に対して強い遺憾の意を表するとともに、さ らなる隊員の教育、綱紀粛正及び実効性のある再発防止策の実施及び被害 者に対して誠意を持って対応することを強く要請したところである。沖縄 防衛局としては、被害に遭われた方の心情に配慮しながら、その意向を踏まえつつ必要な対応を取っていく。

米軍人・軍属による事件・事故の対応については、軍人・軍属等による 事件・事故防止のための協力ワーキング・チームに限らず、飲酒運転対策 等事件・事故防止のため、平素から日米間のあらゆるレベルで様々な機会 を通じて米側とやり取りしている。

日米地位協定を抜本的に改定することについては、様々な意見があるということは十分認識をしているが、本件は一義的には外務省の所管であるので、今回の要請の内容については、本省経由で外務省のほうにしっかりと申し伝えたい。

(主な質疑応答)

- Q 事件・事故が繰り返されており、より具体的な対策を講じていくために実務的な協議が必要と考える。防衛局、外務省あるいは県も連携して執行機関がきちんと対応できなければ進まない。実務者協議の設置について何とかならないか。
- A 実務者協議の在り方について、外務省を中心に今調整をしていると承知しているが、当然我々としてもそういったところをしっかりやっていく必要があると思っているので、しっかりこの点について対応し、こういったことが二度と起きないように真剣に取り組んでいきたい。
- Q 起訴前の身柄引渡しについて、今回は米軍も協力をしていて、捜査に支障がないということでそうなったかもしれないが、身柄引渡しを誰が要求するのか、どうやって決まるのかということが非常に分かりにくい。身柄引渡しについてもしっかり定義を確認する必要がある。防衛局からも何とかアドバイスしていただきたい。
- A 捜査当局からのやり取りそのものに、防衛局が関与しているわけではないが、今回県議会からもこのような要請が出ていることについては本省及び関係機関にその内容をしっかり伝えて対応していきたい。

(2) 海兵隊太平洋基地 政務外交部 次長 ティモシーJ・モレロ

海兵隊として、このような重大な罪で海兵隊員が起訴されたことに対しておわびする。被害者の女性を思うと、我々も胸が痛むところである。綱紀粛正の徹底等、抜本的、具体的な実効性のある再発防止について、我々

海兵隊としては、高い行動基準を設定し、海兵隊員にその基準を遵守することを求めており、もしその行動基準が遵守されなかった場合には、その者たちに責任を取らせるような体制を取っている。CWTに関しては、我々四軍調整オフィスと外務省沖縄事務所が昨日ミーティングがあり、今週中には何らかの話が行われると聞いている。身柄引渡しに関して、日米双方が的確にスムーズに身柄の引渡しは行われており、両者適切に対応していると思う。日米地位協定に関する要請の件は、両国間の問題で私はコメントする立場にない。

(主な質疑応答)

- Q 米軍の事件・事故で県民は非常に厳しい状況にあり、特にこういう性犯罪 に関しては何とかしないといけない。きちんと補償もしないといけない。抜 本的に変えるには、米軍と沖縄県と防衛局あたりの具体的な実務者協議で絶 えずトラブルが起こらないようにチェックを行ってほしい。
- A 私も同意する。現時点において、今行っていること以上に何ができるかというところをすぐにお伝えできないところだが、何とかさせていただきたい。この性犯罪に関しては、社会的に、全世界的にもどういうふうな取扱いをしていくか難しい問題であると思われるが、我々のレベルでもう少し何かができたのではないかというふうに考えている。
- Q 県民が知りたいのは、トラブルを未然に防ぐ、改善をする過程やプロセスである。米軍がどのような教育をしてどのような訓練をしているかを知りたい。今までなかなかそういうものが表に出ないから米軍側がどういう改善をやっているのか分からない。教育のプロセス等を公にしてほしい。
- A 海兵隊としては、上層部の指導に関わる隊員は、一人一人の海兵隊員に対して教育指導を徹底して行っているところであるが、実際にどのような形で行っているかというところを県民の皆様が実際に見る必要があるという要請があるとしたら、私たちもどのようなことができるか検討させていただきたいと思う。
- Q 我々県議会は抗議だけではなくて、日常的に米軍と意見交換、情報交換を して、お互いがより信頼を高めるような場を設定したい。それについても考 えていただきたい。
- A ただ抗議要請だけに来られるのではなく、情報交換についてお話できる機会をつくれるのではないかと思っている。

(3) 在沖米国総領事館 領事 ニコール・リマヌチェリ

米兵が重大な犯罪に関与したことを遺憾に思うとともに、被害者の方に 心から申し訳なく思っている。米国は綱紀などを含む日本国内の米軍兵士 に対する全ての犯罪の容疑を非常に深刻に受け止めており、我々は日本の 捜査当局に全面的に協力することをコミットする。

このような事件は、私たちの基本的価値観に反するものであり、軍や私 たちの社会に存在してはならない。私たちはこのような事件を容認するこ とはできないし、再発防止に最大限の努力を払う。

日米関係は幅広く様々な分野で協力しており、私も米国の外交官として、 日米関係の深化と強化に取り組んでいるところである。

(主な質疑応答)

- Q 米軍の事件・事故が起こるたびに改善を求めているが、同じようなことが 繰り返されている。再発防止を米軍がどういう形で取り組んでいるのかを県 民に伝えることについて、米国政府を挙げて取り組んでほしいがどうか。
- A 米国政府としては、米兵士に対する全ての犯罪容疑に対して非常に深刻に 受け止めており、我々は日本の捜査当局には全面的に協力することをコミットしている。
- Q 県議会は、事件・事故の際にしか海兵隊とは接触がなく、日常的にお互い の意見交換の場をつくることに関して、以前から提案しているがまだ実現し ていない。総領事館も含めて日常的にこういうのをつくってお互いの立場で 理解し合える努力は、これから相当やらないといけないと思うがどうか。
- A 今日、お忙しい中来ていただき、こういった御意見を聞かせていただいているが、こういった状況の中ではなくて、いろんな意見交換を行うことは大事なことと思うので、そういったことは歓迎していきたい。
- Q 何十年も沖縄に米軍があるが、沖縄の子供たちの英語がなかなか上達しない。それぞれの学校が交流しようとすると、先生方は積極的だけど教育委員会とか周りの理解がなかなか得られない状況がある。非常にもったいないと思う。アメリカと日本の政府、国とまた沖縄県なりがしっかりそのような交流ができるとお互いに相互理解が相当進むのではないか。
- A 今年、英語教育の専門家をアメリカで承認して、その専門家が教育委員会

に籍を置いて、各小学校等で実際に先生たちの英語教育の訓練をしたり、あるいはカリキュラムの開発等を行うプロジェクトを始めている。このプロジェクトが将来的な結びつきの基礎になるよう我々も願っている。

(4) 外務省沖縄事務所 特命全権大使 橋 本 尚 文

本日の要請項目については、本省にも報告した上で、対応を検討する。 CWTについては、実際にいろんな問題があるのであれば、それを実務 的に解決するような対応を具体的に協議することができるように、適切な 形の会合というものを実現できるように、米軍と直接的には県庁の間に入 って、いろいろな調整を今も続けているところである。

(主な質疑応答)

- Q CWTとは別にして、今起こっていることをテーマにして沖縄県、米軍、 外務省、防衛局あたりで協議する場の設置については、先ほど海兵隊にも行ってきたが、彼らもそれについてはあまり異論はない、むしろ積極的な雰囲気を私は感じている。この実務者協議の場を早めにつくれないか。
- A 既に起こった事件について、繰り返し抗議をするだけでは解決しない。解決についての具体的な措置について、双方で協力し合ってやるということも必要だと思うが、そうした形でできるように、いろんな立場を調整しているところである。いつまでに答えが出るというのは言えないが、我々としてもそうした方向で調整を急いでいるところである。
- Q 被害者の立場を考えると人生に係る大変な問題である。加害者が罰を受けるということは当然であるが、被害者に対する補償というのは、きちんとケアしなければならない。外務省としても助言をしながらお願いできないか。
- A もちろん米軍としても、この加害者に対していろんな指導をしていると思うが、日本側としても、防衛局あるいは我々としてもできることはやっていきたい。
- Q 起訴前の身柄引渡しについては、身柄引渡しの要求をする、要求しないというものが県民には分からない。警察の管轄なのか沖縄県が要求するのか非常に曖昧になっている。この身柄引渡しはどのような基準で誰がやるのか。
- A 捜査を行うあるいは司法当局がまず犯罪行為についてのいろんな情報を集めて捜査をし、書類送検に持って行くというプロセスがあると思うが、その

段階で身柄拘束あるいは引渡しが必要だという判断があれば、そういうこと を米側に求めることだと思う。

以上

要 請 日 程

月日	曜日	時間	要請先等	場所
令和 4 年 5 月 26 日	木	10:00	沖縄防衛局長(応対者:小野功雄 局長)	沖縄防衛局会議室
		11:00	第3海兵遠征軍司令官 (応対者:ティモシーJ・モレロ 次長 〈政務外交部〉)	キャンプ瑞 慶覧内政務 外交部会議 室
		13:30	在沖米国総領事 (応対者:ニコール・リマヌチェリ 領事 〈広報担当〉)	在沖米国総 領事館会議 室
		14:30	外務省沖縄事務所長 (応対者:橋本尚文 特命全権大使 〈沖縄担当〉)	外務省沖縄 事務所会議 室